



超Tプロテクション

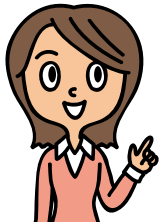
「超Tプロテクション」は業務災害総合保険のペットネームです。
従業員の方の業務上の災害を中心とした各種補償や
損害賠償責任のリスクを補償する保険です。

企業
従業員
に関する
補償

労災リスクから、
従業員・経営者の皆さまを
お守りするジョー!



『超Tプロテクション(業務災害総合保険)』はお客様*1の従業員が被った業務上の災害について、お客様に負担が生じる様々な損害をカバーします。また、業務外の疾病等の補償もオプションでお選びいただけます。



- ①基本補償をお選びください。
- ②主な特約(オプション)から補償をお選びください。

お支払いする保険金等の詳細についてはP.6をご確認ください。
オプション(主な特約)のお支払いする保険金等の詳細についてはP.7~P.9をご確認ください。

従業員の方*2がお客様の業務に従事中または通勤中に被った身体障害(△1)について、被保険者が法定外補償を行うことによって生じる損害に対して、次の保険金をお支払いします。

死亡補償保険金・後遺障害補償保険金

死亡された場合、または所定の後遺障害が生じた場合に保険金をお支払いします。

入院補償保険金・手術補償保険金

入院された場合、または所定の手術を受けられた場合に保険金をお支払いします。

通院補償保険金

通院された場合に保険金をお支払いします。

Point
1

政府労災保険(△2)の給付決定を待たずに保険金をお支払いします(精神疾患(メンタルヘルス疾患)、脳疾患・心疾患等を除きます)。

Point
2

入院補償保険金および通院補償保険金は1日目からお支払いの対象となります。

Point
3

業務に従事中はもちろん通勤途上のケガについてもお支払いの対象となります。

Point
4

細菌性食中毒やウイルス性食中毒についてもお支払いの対象となります。

Point
5

精神疾患(メンタルヘルス疾患)、脳疾患・心疾患、日射病、熱中症等、業務に起因する疾病についてもお支払いの対象となります。

※精神疾患(メンタルヘルス疾患)、脳疾患・心疾患等については政府労災保険(△2)の給付が決定した場合に限ります。



基本補償

<補償範囲を拡大する特約>

従業員のための補償

Point
6

就業不能時の補償等、従業員の方への充実した補償をお選びいただけます。

✓ 休業補償特約条項

従業員の方*2が業務に従事中または通勤中に身体障害(🏠1)を被って就業不能になり、その状態が免責期間(🏠3)を超えて継続した場合に、保険金をお支払いします。



✓ 治療費用補償特約条項

従業員の方*2が業務に従事中または通勤中に被った身体障害(🏠1)について、医師等の治療を受けた場合に、従業員の方*2が負担した費用(差額ベッドの使用料等)*3に対して企業が補償した額を保険金としてお支払いします。

✓ 従業員フルタイム補償特約条項*4*5

従業員の方*2の傷害に該当する身体障害(🏠1)の補償を「業務に従事中」から「24時間補償(業務中・業務外を問わず補償)」とします。

✓ 退職時一時金補償特約条項

従業員の方が精神疾患(メンタルヘルス疾患)、脳疾患・心疾患等または1~7級に相当する後遺障害を被り、その直接の結果として退職したときに保険金をお支払いします(いずれも原因となった身体障害(🏠1)に対して弊社が保険金をお支払いする場合があります。)

✓ 針刺し事故等による感染症危険補償特約条項*6

医療、看護、衛生、医療廃棄物の処理その他医療関係の業務に従事中に、針刺し事故や血液の粘膜への付着等によってHCV、HIVに感染した場合等に保険金をお支払いします。

医療の補償

✓ 疾病入院医療費用補償特約条項*5*7

従業員の方*6が疾病によって医師等の治療のために入院*9を開始し、または、先進医療もしくは患者申出療養を受けた場合に、従業員の方*6が負担した費用(公的医療保険制度における一部負担金、差額ベッドの使用料等)について、保険金をお支払いします。

✓ 疾病入院保険金定額補償特約条項*5*7

従業員の方*6が疾病によって医師等の治療のために入院*9した場合に、その日数に応じた保険金をお支払いします。

「脳梗塞で7日間入院した場合」のお支払い例

◆「疾病入院医療費用補償特約」に加入していると…

- ①入院療養費(高額療養費の支給を差し引いた後の自己負担額):5万円
- ②入院・退院時の交通費:1万円
- ③差額ベッド代(ベッド等使用料保険金日額を10,000円で設定していた場合):7万円

7日間の入院で病院に支払う自己負担額(①~③の合計である)13万円を保険金としてお支払いします。

◆「疾病入院保険金定額補償特約」に加入していると…

保険金日額を2万円で設定していた場合は、14万円を保険金としてお支払いします。

▶ P.5にて「医療の補償の特徴」をご案内します。

- *1 法人だけでなく、個人事業主等もご契約者となることができます。詳しくは代理店または東京海上日動(以下「弊社」といいます。)までお問い合わせください。
 - *2 役員の方等を補償の対象(補償対象者)とすることもできます。
 - *3 公的医療保険制度等からの給付がある場合、これを差し引きます。詳細は、P.7をご確認ください。
 - *4 役員の方についても「役員・事業主等フルタイム補償特約条項」をセットすることで、24時間補償(業務中・業務外を問わず補償)にできます。基本補償(業務災害補償特約条項)で役員の方を補償対象としている契約で、「従業員フルタイム補償特約条項」をセットする場合は、「役員・事業主等フルタイム補償特約条項」もセットする必要があります。
 - *5 ご契約によっては、本特約をセットすることができない場合があります。
 - *6 お客様の業種が医療業等である場合に、本特約をセットできます。
 - *7 疾病入院医療費用補償特約条項または疾病入院保険金定額補償特約条項をセットする契約に「継続契約の取扱いに関する特約条項」が自動セットされます。
 - *8 役員の方を被保険者とすることもできます。
 - *9 医師等の治療が必要であり、自宅等での治療が困難なため、病院等*10に入り、常に医師等の管理下において治療に専念することをいいます。(美容上の処置、正常分娩、疾病を直接の原因としない不妊手術、治療処置を伴わない人間ドック検査のためのもの、入院治療を必要としない介護を主たる目的とするもの等は含まれません。)
 - *10 医療の補償においては、介護保険法に定める介護療養型医療施設または介護医療院は含まれません。
- ※用語の解説:🏠このマークが付されている用語についてはP.10をご参照ください。

<補償範囲を拡大する特約>

企業のための補償

Point
7

労災に関する賠償責任や、従業員の休業にともない生じる費用負担等から、企業・経営者をお守りします。

使用者賠償責任補償特約条項

従業員の方等が業務上の事由または通勤により被った身体障害(🏠1)について、企業、役員の方等が法律上の損害賠償責任を負担することによって被る損害に対して保険金をお支払いします。

法律相談費用補償特約条項*1

従業員の方等が業務遂行に起因すると疑われる身体障害(🏠1)を被り、企業、役員の方等があらかじめ弊社の同意を得て弁護士等に法律相談を行った場合の法律相談費用について保険金をお支払いします。

災害付帯費用補償特約条項

死亡補償保険金または1~7級に相当する後遺障害補償保険金をお支払いする場合に、所定の保険金(定額)を企業にお支払いします。

雇用関連賠償責任補償特約条項*1*2*3

パワハラ・セクハラ・マタハラ行為に対する管理責任や不当解雇等により、企業、役員の方等が法律上の損害賠償責任を負担することによって被る損害に対して保険金をお支払いします。

ハラスメント再発防止費用補償特約条項*3*4*5

ハラスメント行為により、企業、役員の方等が法律上の損害賠償責任を負担し、ハラスメントの再発防止のために企業が負担した費用に対して保険金をお支払いします。

身元信用補償特約条項*2

従業員の方(被保証人)が不誠実行為を行ったことにより、企業が所有する財産に生じた損害や、企業以外の者が所有する財産の損害について企業が法律上の損害賠償責任を負うことで被る損害に対して、保険金をお支払いします。

※本特約条項で補償の対象となる「不誠実行為」とは…

被保証人が企業のために事務を処理するにあたり、または自己の職務上の地位を利用して行う窃盗、不動産侵奪、強盗、詐欺、横領または背任行為をいいます。

三大疾病・介護休業時事業継続費用補償特約条項*2

従業員の方*6が三大疾病(がん、急性心筋梗塞または脳卒中)に罹患したことまたは親族への介護を行うことを理由に休業し、その休業を開始した日から連続して休業した期間が31日以上となる場合に、企業が負担した営業継続費用等(従業員の方*6の職場復帰に資する費用等)に対して保険金をお支払いします。

精神障害追加補償特約条項*7 (三大疾病・介護休業時事業継続費用補償特約条項用)

三大疾病・介護休業時事業継続費用補償特約条項について、精神疾患(メンタルヘルス疾患)に罹患したことを理由に休業し、その休業を開始した日から連続して休業した期間が31日以上となる場合に追加して補償対象とします。

育児休業延長時事業継続費用補償特約条項*2

従業員の方が育児休業の延長を行い、その休業を開始した日から連続して休業した期間が90日以上となる場合に、企業が負担した営業継続費用(代替のための求人費用等)に対して保険金をお支払いします。

※本特約条項で補償の対象となる「育児休業の延長」とは…「育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律」第5条第3項において定める育児休業をいいます。具体的には、1歳から1歳6か月に達するまでの子の養育を行っている親が、その子の1歳到達日において育児休業していた場合において、次の理由から休業を延長することが雇用の継続のために特に必要と認められ、事業者へ申出が可能な育児休業をいいます。
①保育所に入所を希望しているが、入所できない場合、②養育を予定していた配偶者の死亡、③養育を予定していた配偶者の負傷・疾病等、④養育を予定していた配偶者との別居、⑤6週間(多胎妊娠の場合は14週間)以内に出産する予定がある、または産後8週間を経過しない場合

Point
8

使用者賠償責任補償特約条項等をセットした場合、ストレスチェックサービス等の付帯サービスがご利用いただけます。*8

<補償範囲を限定する特約>

Point
9

お客様のニーズに合わせて、基本補償(業務災害補償特約条項)において対象となる補償を限定することにより、保険料を節約できます。

業務上疾病等不担保特約条項*9

精神疾患(メンタルヘルス疾患)、脳疾患・心疾患、日射病、熱中症等業務に起因する疾病を補償対象外とします。

自動車搭乗中傷害不担保特約条項*10

企業が所有・使用または管理する自動車または原動機付自転車に業務に従事中(通勤途上は除きます。)に搭乗している間に被った傷害を補償対象外とします。

死亡のみ補償特約条項*1 (使用者賠償責任補償特約条項用)

使用者賠償責任補償特約条項の補償を従業員の方等が死亡した場合に限定します。

死亡・後遺障害1~7級のみ補償特約条項*1 (使用者賠償責任補償特約条項用)

使用者賠償責任補償特約条項の補償を従業員の方等が死亡または1~7級に相当する後遺障害を被った場合に限定します。

*1 使用者賠償責任補償特約条項をセットするご契約のみに本特約をセットできます。

*2 ご契約によっては、本特約をセットすることができない場合があります。

*3 ハラスメントを行った本人に対して損害賠償請求がなされた場合、雇用関連賠償責任補償特約条項では補償対象外となりますが、ハラスメント再発防止費用補償特約条項では補償対象となる場合があります。

*4 雇用関連賠償責任補償特約条項をセットする契約に自動セットされます。

*5 使用者賠償責任補償特約条項の補償対象となったハラスメントについても、ハラスメント再発防止費用補償特約条項で補償対象となる場合があります。

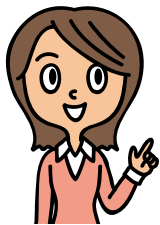
*6 役員の方を補償の対象(補償対象者)とすることもできます。

*7 三大疾病・介護休業時事業継続費用補償特約条項をセットするご契約のみに本特約をセットできます。

*8 ご利用にあたっての条件の詳細は、P.11をご確認ください。

*9 針刺し事故等による感染症危険補償特約条項またはメンタルヘルス等業務上疾病対策費用補償特約条項をセットするご契約には、本特約をセットできません。退職時一時金補償特約条項をセットするご契約には、本特約をセットすることができない場合があります。

*10 お客様の業種に建設事業が含まれる場合は、本特約をセットできません。



商品の特徴についてご案内します。

Point 1

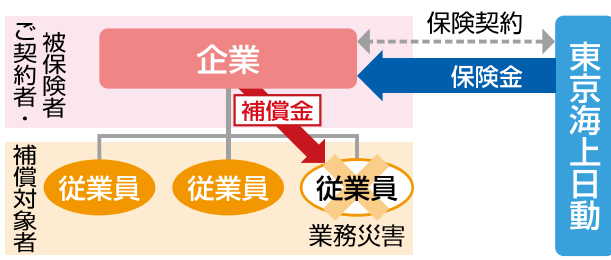
災害補償を目的とする保険金を企業にお支払いします。

ご契約時に「業務災害総合保険契約の締結等に関する確認書*1」をご提出いただきます。

*1 災害補償を目的として支払われる保険金の全額が、企業から補償対象者またはその遺族に支払われることを補償対象者が了知していることを確認する書類です。補償対象者代表の方の署名が必要となります。

保険金のお支払い方法

企業が従業員の方（死亡時はご遺族）へ法定外補償規定（4）等により補償金等を支払う場合に、契約時に設定した金額を限度として、企業へ保険金をお支払いします。



Point 2

スピーディーに保険金をお支払いします。

①政府労災保険（2）の認定を待たずに保険金をお支払いします（精神疾患（メンタルヘルス疾患）、脳疾患、心疾患等を除きます。）。

②お客様による補償金の立替は不要です。保険金請求時に了知書*2をご提出いただくことで、補償対象者への補償金のお支払い前に企業に保険金をお支払いします。

*2 企業が補償対象者に補償を行うことを目的として保険会社から保険金を受領することを補償対象者または遺族の方が、了知している旨を確認する書類です。補償対象者または遺族の方の署名・捺印が必要です。

Point 3

建設事業のお客様の場合、「経営事項審査制度」の加点対象となります。



Point 4

簡便な手続きでご契約いただけます。

①業種と売上高等によって保険料を計算します。補償対象者の名簿の備え付けや人数の報告は不要です。

②保険料不精算とした場合、最近の会計年度における売上高等から保険料を算出し、満期時の保険料の確定精算は不要となります。

* ご契約時に、保険料の算出基礎数字（売上高・完成工事高等）の確認書類として以下のいずれかをご提出いただきます。
a. 客観的資料または公表資料
b. 保険料算出基礎数字申告書

Point 5

ご契約者が法人の場合、税制上のメリットがあります。

法人がご契約者となり、役員・従業員全員または従業員全員を補償の対象とした場合、保険料は全額損金処理が可能です。

Point 6

各種割引制度があります。詳細は代理店または弊社までお問い合わせください。

①年間包括契約ですべての事業・事業場を一括してご契約される場合、包括契約割引10%が適用されます。

②「健康経営優良法人認定制度」*3または「健康経営銘柄」*3により認定を受けた法人を被保険者としてご契約される場合、健康経営割引5%が適用されます*4。

③「働きやすい職場認証制度」*5の認証を受けた法人を被保険者としてご契約される場合、働きやすい職場認証割引3%が適用されます。*4*6

*3 経済産業省が実施する、優良な健康経営を実践している大企業や中小企業等の法人を顕彰する制度です。

*4 一部の特約の保険料には適用されません。

*5 国土交通省が実施する、職場環境改善に向けた取り組みを実践している自動車運送事業者を認証する制度です。

*6 健康経営割引が適用される場合は、働きやすい職場認証割引は適用されません。

Point 7

補償対象者の範囲はお客様のニーズに合わせてお選びいただけます。

従業員*7、役員*8、個人事業主*8、政府労災特別加入者（役員（個人事業主）・海外派遣者を除く）*8*9、建設事業の下請負人*8*10、貨物自動車運送事業の下請負人*8*10、構内下請負人*8*10、派遣労働者*8の補償が可能です。

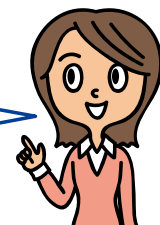
*7 記名被保険者に使用される者で賃金を支払われる者をいいます。パート・アルバイトなど雇用されている者を含みますが、雇用契約以外の委託契約による労働者や派遣労働者は含みません。

*8 追加保険料をいただくことにより補償対象となります。

*9 補償の対象としたい方が、「従業員」、「役員」、「個人事業主」のいずれかに該当する場合、「政府労災特別加入者」を補償対象者としてお選びいただくことも補償対象となります。

*10 建設事業および貨物自動車運送事業では、下請負人を補償対象者にした場合は、構内下請負人が自動的に補償されます。

医療の補償の特徴についてご案内します。



従業員や役員が疾病で入院された場合の治療費等をカバーし、お客様の「福利厚生制度」の充実をサポートします。

Point 1

無告知でご加入いただけます。
お客様の業種を問わず
ご加入いただけます。^{*1}

^{*1} お客様の売上高等によってはセットできない場合があります。

Point 2

簡便な手続きで
ご契約いただけます。

被保険者^{*2}の名簿の提出や人数の報告は不要のため、簡便に導入いただけます。


^{*2} 被保険者の範囲は「従業員」または「役員および従業員」のいずれかで選択します。役員および従業員のうちパート・アルバイトの方は、常勤である場合に限りです。常勤とは、疾病を被った時の直前6か月における週あたりの平均労働日数が3日以上かつ週あたりの平均労働時間が15時間以上に該当する場合をいいます。

Point 3

従業員のリスクに幅広く対応した
福利厚生制度を設計可能です。

基本補償（業務災害補償特約条項）やフルタイム補償（従業員フルタイム補償特約条項）と組み合わせることで、お客様のニーズにあわせた福利厚生制度を設計いただけます。

【参考】超Tプロテクションの「従業員のための補償」による福利厚生制度の設計イメージ

業務中・通勤中の
身体障害（)

業務外の
身体障害（)・疾病

基本補償

（業務災害補償特約条項）

フルタイム補償
（従業員フルタイム補償特約条項）

医療の補償

（疾病入院医療費用補償特約条項、疾病入院保険金定額補償特約条項）

休業補償特約条項

退職時一時金補償特約条項 等

Point 4

補償は、「実額補償型」と
「定額補償型」の2種類から
お選びいただけます。

実額補償型 疾病入院医療費用補償特約条項

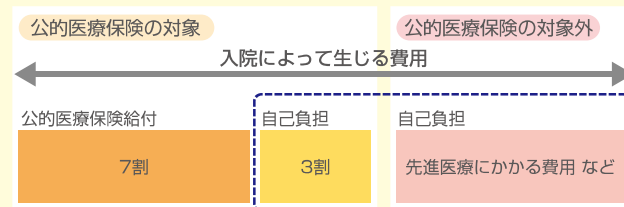
① 公的医療保険制度の規定により負担した費用について、従業員の方の自己負担を補うことが可能です。

以下の費用を補償します。

- ・ 治療費用（公的医療保険制度における一部負担金）
- ・ 被保険者の入退院時の交通費
- ・ ベッド等の使用料（差額ベッド代）
- ・ 食事療養費 など

② 公的医療保険の対象外となる先進医療、患者申出療養にかかる費用についても、従業員の方の自己負担を補うことが可能です。

【参考】入院によって生じる費用と疾病入院医療費用補償特約条項の補償



↑ 自己負担が生じた費用を補償します。

（6歳（義務教育就学後）以上70歳未満の場合または70歳以上の現役並み所得者の場合）

[※] 高額療養費制度や附加給付制度等が適用される場合は、給付金が確定した後のお支払いとなります。

定額補償型 疾病入院保険金定額補償特約条項

入院日数に応じた保険金をお支払いします。

保険金日額 × 入院日数 を補償します。

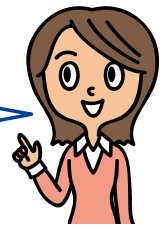
[※] 入院を開始した日（先進医療または患者申出療養を受けた日）を含めて30日以内に、疾病および入院の内容等の詳細を弊社に書面等により通知いただく必要があります。

[※] 補償内容は、被保険者となる方全員に周知いただく必要があります。

[※] 疾病入院医療費用補償特約条項および疾病入院保険金定額補償特約条項については、被保険者からのお申出により、その被保険者に係る補償を解約できます。手続きの詳細については、ご契約の代理店または弊社までお問い合わせください。また、本内容については、被保険者となる方全員にご説明ください。

[※] 既往症がある場合のお取扱いは、P.8をご確認ください。

**お支払いする保険金、主な特約（オプション）についてのご説明です。
詳細およびその他の特約につきましては、約款をご参照ください。**



被保険者が法定外補償規定（4）等に基づいて、補償対象者に対して補償金等を支払うことによる損害に対して、被保険者にお支払いします。

保険金の種類	保険金をお支払いする主な場合	保険金をお支払いしない主な場合
死亡補償保険金	<p>補償対象者が業務に従事中または通勤中に身体障害（1）を被り、身体障害（1）を被った日からその日を含めて180日以内に死亡された場合</p> <p>▶死亡・後遺障害補償保険金額の全額をお支払いします。</p> <p>※1 事故について、補償対象者ごとに既に支払われた後遺障害補償保険金がある場合は、死亡・後遺障害補償保険金額から既に支払われた金額を差し引いた額をお支払いします。</p>	<p>(1) 次の事由によって補償対象者が被った身体障害（1）</p> <p>a. 地震もしくは噴火またはこれらによる津波</p> <p>b. 核燃料物質（使用済燃料を含みます。）またはこれによって汚染された物（原子核分裂生成物を含みます。）の放射性、爆発性その他の有害な特性またはその作用</p> <p>c. 上記 a. b. の事由に随伴して生じた事故またはこれらに伴う秩序の混乱に基づいて生じた事故</p> <p>d. 上記 b. 以外の放射線照射または放射能汚染 等</p> <p>(2) 次に該当する身体障害（1）</p> <p>a. 風土病による身体障害（1）</p> <p>b. 化学物質による胆管がんまたは粉じんを飛散する場所における業務によるじん肺病もしくはじん肺法に規定するじん肺と合併したじん肺法施行規則第1条各号に規定する疾病</p> <p>c. 補償対象者が次のいずれかに該当する間にその補償対象者本人が被った身体障害（1）</p> <p>(a) 法令に定められた運転資格（運転する地における法令によるものをいいます。）を持たないで自動車等を運転している間</p> <p>(b) 道路交通法第65条第1項に定める酒気を帯びた状態で自動車等を運転している間</p> <p>(c) 麻薬、大麻、あへん、覚せい剤、危険ドラッグ、シンナー等を使用した状態で自動車等を運転している間</p> <p>d. 頸部症候群（いわゆる「むちうち症」をいいます。）、腰痛その他の症状を訴えている場合であっても、それを裏付けるに足りる医学的他覚所見のないもの 等</p> <p>(3) 直接であるか間接であるかにかかわらず、次のいずれかに該当する事由に起因する身体障害（1）</p> <p>a. 石綿または石綿を含む製品の発がん性その他の有害な特性</p> <p>b. 石綿の代替物質またはその代替物質を含む製品が有する上記 a. と同種の有害な特性</p>
後遺障害補償保険金	<p>補償対象者が業務に従事中または通勤中に身体障害（1）を被り、身体障害（1）を被った日からその日を含めて180日以内に後遺障害が生じた場合</p> <p>▶後遺障害の程度に応じて死亡・後遺障害補償保険金額に4%～100%の割合を乗じた額をお支払いします。*1</p> <p>※1 事故について、死亡・後遺障害補償保険金額が限度となります。</p> <p>*1 ご契約によっては7級以上（支払割合42%～100%）に相当する後遺障害に限定してお支払いします。</p>	
入院補償保険金	<p>補償対象者が業務に従事中または通勤中に身体障害（1）を被り、身体障害（1）を被った日からその日を含めて180日以内に入院された場合</p> <p>▶入院補償保険金日額に入院した日数（実日数）を乗じた額をお支払いします。ただし、身体障害（1）を被った日からその日を含めて180日を経過した後の入院に対してはお支払いできません。また、支払対象となる「入院した日数」は、1事故について180日*2を限度とします。</p> <p>*2 ご契約によっては30日で設定する場合があります。</p>	
手術補償保険金	<p>補償対象者が業務に従事中または通勤中に身体障害（1）を被り、公的医療保険制度における医科診療報酬点数表により手術料の算定対象として列挙されている手術*3または先進医療*4に該当する所定の手術を受けられた場合</p> <p>▶入院補償保険金日額の10倍（入院中の手術）または5倍（入院中以外の手術）の額をお支払いします。</p> <p>ただし、1事故について身体障害（1）を被った日からその日を含めて180日以内に受けた手術1回に限りです。</p> <p>*3 傷の処置や抜歯等お支払いの対象外の手術があります。</p> <p>*4 [先進医療]とは、公的医療保険制度に定められる評価療養のうち、厚生労働大臣が定める先進医療（先進医療ごとに厚生労働大臣が定める施設基準に適合する病院または診療所等において行われるものに限りです。）をいいます（詳細については厚生労働省のホームページをご参照ください。）。なお、療養を受けた日現在、公的医療保険制度の給付対象になっている療養は先進医療とはみなされません（保険期間中に対象となる先進医療は変動する可能性があります。）。</p>	
通院補償保険金	<p>補償対象者が業務に従事中または通勤中に身体障害（1）を被り、身体障害（1）を被った日からその日を含めて180日以内に通院（往診を含みます。）された場合</p> <p>▶通院補償保険金日額に通院した日数（実日数）を乗じた額をお支払いします。ただし、身体障害（1）を被った日からその日を含めて180日を経過した後の通院に対してはお支払いできません。また、支払対象となる「通院した日数」は1事故について90日*5を限度とします。</p> <p>※通院しない場合であっても、医師等の治療により所定の部位にギプス等を常時装着した日数についても、「通院した日数」に含まれます。</p> <p>*5 ご契約によっては30日で設定する場合があります。</p>	

※【身体障害（1）が業務上疾病の場合】

各種保険金の支払要件について、「身体障害（1）を被った日からその日を含めて180日以内」の規定は適用しません。労災保険法等によって給付が決定され、補償対象者またはその遺族による被保険者に対する補償金の請求が、労災保険法等により特定された発症日または発病日が属する保険期間の終了日の翌日から起算して3年以内になされた場合等に、保険金をお支払いします。詳細は、約款をご参照ください。

※被保険者は、弊社が支払った保険金の全額を補償対象者またはその遺族に支払わなければなりません。


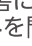
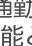


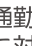
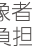
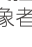
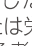
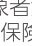

基本補償

セットできる主な特約（オプション）は次のとおりです。

特約の詳細および下表以外の特約につきましては約款をご確認ください。

※記載している保険金以外に事故時に発生する様々な費用について保険金をお支払いする場合があります。

主な特約

<p>役員・ 事業主等 フルタイム 補償特約条項</p>	<p>役員・個人事業主・政府労災特別加入者（役員（個人事業主）・海外派遣者を除く）^{*1}の傷害に該当する身体障害（)の補償を「業務に従事中または通勤中」から「24時間補償（業務中・業務外を問わず補償）」に変更する特約^{*2}です。</p> <p>^{*1} 労働者災害補償保険法に基づき特別加入を行っている者をいい、役員（個人事業主）または海外派遣者（労働者災害補償保険法第33条第6号または第7号に該当する者をいいます。）に該当する者を除きます。</p> <p>^{*2} 個人事業主・政府労災特別加入者（役員（個人事業主）・海外派遣者を除く）を補償対象者とする場合、本特約のセットを必須とします。</p>									
<p>従業員 フルタイム 補償特約条項</p>	<p>補償対象者のうち、従業員^{*3}の傷害に該当する身体障害（)の補償を「業務に従事中または通勤中」から「24時間補償（業務中・業務外を問わず補償）」に変更する特約です。</p> <p>^{*3} 記名被保険者に使用される者で賃金を支払われる者をいいます。パート・アルバイトなど雇用されている者を含みますが、雇用契約以外の委託契約による労働者や派遣労働者は含みません。</p>									
<p>休業補償 特約条項</p>	<p>補償対象者が業務に従事中または通勤中に身体障害（)を被り、身体障害（)を被った日からの日を含めて180日以内に就業不能となった場合</p> <p>▶ 休業補償保険金日額に免責期間（)（3日）を超えた就業不能期間^{*4}を乗じた額をお支払いします。</p> <p>^{*4} てん補期間として設定した日数を限度とします。</p>									
<p>治療費用 補償特約条項</p>	<p>補償対象者が業務に従事中または通勤中に身体障害（)を被り、治療を受けた場合</p> <p>▶ 補償対象者が負担した次の費用に対して被保険者が支出した額をお支払いします。ただし、弊社が保険金をお支払いする費用の額は、(1)から(4)までを合算して、ご契約された保険金額を限度とします。</p> <p>(1) 補償対象者が治療のために病院等に支払った費用^{*5}</p> <p>(2) 病院等の承認を得て使用された場合のベッドまたは病室の使用料^{*6}</p> <p>(3) 入院のために必要とした病院等までの交通費、医師等が必要と認めた転院のために必要とした交通費および退院のために必要とした病院等から住居までの交通費。ただし、補償対象者に係る交通費に限ります。</p> <p>(4) 医師等の指示により行った治療に関わる費用、医師等の指示により購入した治療に関わる薬剤、治療材料、医療器具の費用またはその他医師等が必要と認めた費用</p> <p>※ 次のいずれかの給付等がある場合は、その額を補償対象者が負担した費用の額から差し引くものとします。</p> <p>① 公的医療保険制度を定める法令または労災保険法等の規定により補償対象者に対して行われる治療に関する給付^{*7}</p> <p>② 補償対象者が負担した費用について第三者より支払われた損害賠償金</p> <p>③ 補償対象者が被った損害を補償するために行われたその他の給付^{*8}</p> <p>※ お支払いの対象となるのは、補償対象者が身体障害（)を被った日からその日を含めて365日を経過した日の属する月の末日までの治療により負担した費用に限ります。</p> <p>^{*5} 公的医療保険制度における補償対象者負担金（)およびその他補償対象者が病院等に支払った費用をい、(2)の費用を除きます。</p> <p>^{*6} ベッド等使用料保険金日額に入院した日数（実日数）を乗じた額を限度とします。</p> <p>^{*7} 公的医療保険制度を定める法令または労災保険法等の規定により、補償対象者負担金（)を支払った補償対象者に対して、その支払った補償対象者負担金（)に相当する額の範囲内で行われるべき給付を含みます。</p> <p>^{*8} 他の保険契約等により支払われた保険金に相当する額を除きます。</p>									
<p>災害付帯費用 補償特約条項</p>	<p>死亡補償保険金または1～7級に相当する後遺障害補償保険金をお支払いする場合</p> <p>▶ 死亡や後遺障害の等級に応じて、所定の保険金（定額）をお支払いします。</p>									
<p>三大疾病・ 介護休業時 事業継続費用 補償特約条項</p> <p>精神障害追加 補償特約条項 (三大疾病・ 介護休業時 事業継続費用 補償特約条項 用)</p>	<p>補償対象者^{*9}が次の①または②の事由^{*10}のために休業を開始し、その休業を開始した日から連続して休業した期間が31日以上となる場合</p> <p>① 補償対象者が三大疾病（がん、急性心筋梗塞または脳卒中）に罹患したこと^{*11}</p> <p>② 補償対象者の親族への介護を行うこと^{*11}</p> <p>▶ 1休業^{*12}について、補償対象者から労役の提供を受けられないことに起因して、被保険者が事業を継続するために負担した費用のうち、社会保険料^{*13}、代替のための求人または採用に関する費用、補償対象者の復帰に関するコンサルティング費用、補償対象者のお見舞に関する費用等^{*14}に対して保険金をお支払いします。ただし、1休業ごとに保険金額を限度とし、かつ、保険期間を通じて、期間中支払限度額（)を超えないものとします。</p> <p>※ ご契約によっては、本特約をセットすることができない場合があります。</p> <p>※ 弊社が保険金をお支払いしない主な場合は、次のとおりです。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 遡及日^{*15}からその日を含めて90日を経過した日以前に休業を開始した場合 ・ 三大疾病（がん、急性心筋梗塞または脳卒中）または精神障害の初診日または発病日のいずれか早い日が、遡及日^{*15}より前である場合 <p>^{*9} 補償対象者とは次のいずれかの者をいいます。ただし、役員を補償対象者の範囲に含まない場合はイ、は補償対象者となりません。</p> <p>ア. 被保険者の使用人、イ. 被保険者の役員</p> <p>^{*10} 精神障害追加補償特約条項（三大疾病・介護休業時事業継続費用補償特約条項用）を同時にセットした場合は、次の③の事由も追加します。</p> <p>③ 補償対象者が精神障害^{*16}に罹患したこと^{*11}</p> <p>^{*11} 補償対象者ごとに下表の場合に限ります。</p> <table border="1" data-bbox="462 1971 1484 2083"> <thead> <tr> <th>補償対象者</th> <th>①または③の事由による休業</th> <th>②の事由による休業</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>^{*9} ア.</td> <td>健康保険法等に定める傷病手当金の支給がなされた場合^{*17}</td> <td>介護休業^{*18}を開始した場合</td> </tr> <tr> <td>^{*9} イ.</td> <td>弊社の定める医師の診断書が取り付けられた場合</td> <td>親族が要介護状態^{*19}である場合</td> </tr> </tbody> </table> <p>^{*12} てん補期間として設定した日数を限度とします。</p> <p>^{*13} 健康保険法等、厚生年金保険法または介護保険に定める保険料をいいます。各社会保険料については、約款記載の所定の算式により算出します。</p>	補償対象者	①または③の事由による休業	②の事由による休業	^{*9} ア.	健康保険法等に定める傷病手当金の支給がなされた場合 ^{*17}	介護休業 ^{*18} を開始した場合	^{*9} イ.	弊社の定める医師の診断書が取り付けられた場合	親族が要介護状態 ^{*19} である場合
補償対象者	①または③の事由による休業	②の事由による休業								
^{*9} ア.	健康保険法等に定める傷病手当金の支給がなされた場合 ^{*17}	介護休業 ^{*18} を開始した場合								
^{*9} イ.	弊社の定める医師の診断書が取り付けられた場合	親族が要介護状態 ^{*19} である場合								

- * 14 補償対象者のお見舞に関する費用等一部の費用については、1休業につき、10万円を限度とします。
- * 15 遡及日は、三大疾病・介護休業時事業継続費用補償特約条項を新規にセットした保険契約の始期日が設定されます。
- * 16 アルコール、タバコや薬物の使用等による精神障害は含まれません。
- * 17 次の場合は、弊社の定める医師の診断書が取り付けられた場合とします。
 - ・ 補償対象者が加入する公的医療保険制度に傷病手当金給付の定めがない場合
 - ・ 被保険者から報酬を受けることを理由として傷病手当金の給付対象とならない場合
- * 18 「育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律」に定める介護休業をいいます。
- * 19 介護保険法第19条に定める要介護認定または要支援認定を受けた状態をいいます。

疾病入院
保険金定額
補償特約条項

被保険者が疾病によって医師等の治療を必要とし、かつ、保険期間中にその治療のため入院*20を開始した場合

▶ 疾病入院保険金日額に入院した日数（実日数）を乗じた額をお支払いします。ただし、1回の入院につき、疾病入院支払限度日数を限度とします。

- * 保険期間（継続契約の場合は初年度契約の保険期間）の開始時またはこの保険契約（継続契約の場合はこの保険契約が継続されてきた保険契約）の被保険者となった時のうち、いずれか遅い時より前に被保険者が被った疾病については保険金をお支払いしません。ただし、それらのいずれか遅い時からその日を含めて1年を経過した後開始した入院については、保険金をお支払いします。
- * 被保険者のアルコール依存および薬物依存により開始した入院に対しては、保険金をお支払いしません。ただし、治療を目的として医師等が用いたことによるものである場合は、保険金をお支払いします。
- * 入院を開始した日からその日を含めて30日以内に、疾病および入院の内容等の詳細を弊社へ通知する必要があります。
- * ご契約によっては、本特約をセットすることができない場合があります。
- * 20 医師等の治療が必要であり、自宅等での治療が困難なため、病院等*21に入り、常に医師等の管理下において治療に専念することをいい、美容上の処置、正常分娩、疾病を直接の原因としない不妊手術、治療処置を伴わない人間ドック検査のためのもの、入院治療を必要としない介護を主たる目的とするもの等は含まれません。
- * 21 病院または診療所をいいます。ただし、介護保険法に定める介護療養型医療施設または介護医療院を除きます。

疾病入院
医療費用
補償特約条項

被保険者が疾病を被り、次の①または②の事由が生じた場合

- ① 医師等の治療を必要とし、かつ、保険期間中にその治療のため入院*22を開始したこと
- ② 保険期間中に先進医療*23もしくは患者申出療養*24を受けたこと

▶ 被保険者が負担した費用のうち、一部負担金、ベッドもしくは病室の使用料*25または先進医療・患者申出療養に必要とする費用等に対して保険金をお支払いします。ただし、弊社が保険金をお支払いはする費用の額は、それらを合算して、1回の入院または療養につき、疾病入院医療費用保険金額または疾病先進医療等費用保険金額を限度とします。

- * 保険期間（継続契約の場合は初年度契約の保険期間）の開始時またはこの保険契約（継続契約の場合はこの保険契約が継続されてきた保険契約）の被保険者となった時のうち、いずれか遅い時より前に被保険者が被った疾病については保険金をお支払いしません。ただし、それらのいずれか遅い時からその日を含めて1年を経過した後開始した入院および受けた先進医療または患者申出療養については、保険金をお支払いします。
- * 被保険者のアルコール依存および薬物依存により開始した入院または受けた先進医療もしくは患者申出療養に対しては、保険金をお支払いしません。ただし、治療を目的として医師等が用いたことによるものである場合は、保険金をお支払いします。
- * 次のいずれかの給付等がある場合は、その額を被保険者が負担した費用の額から差し引くものとします（先進医療・患者申出療養に必要とする費用に対しては、③および④のみを差し引くものとします。）。
 - ① 公的医療保険制度を定める法令の規定により支払われるべき高額療養費
 - ② 公的医療保険制度を定める法令の規定により、一部負担金を支払った被保険者に対して、その支払った一部負担金に相当する額の範囲内で行われるべき給付
 - ③ 被保険者が負担した費用について第三者により支払われた損害賠償金
 - ④ 被保険者が被った損害を補てんするために行われたその他の給付*26
- * 入院を開始した日または先進医療もしくは患者申出療養を受けた日からその日を含めて30日以内に、疾病および入院、先進医療または患者申出療養の内容等の詳細を弊社へ通知いただく必要があります。
- * お支払いの対象となるのは、入院を開始した日からその日を含めて365日を経過した日の属する月の末日までの入院により負担した費用に限ります。
- * ご契約によっては、本特約をセットすることができない場合があります。
- * 22 医師等の治療が必要であり、自宅等での治療が困難なため、病院等*27に入り、常に医師等の管理下において治療に専念することをいい、美容上の処置、正常分娩、疾病を直接の原因としない不妊手術、治療処置を伴わない人間ドック検査のためのもの、入院治療を必要としない介護を主たる目的とするもの等は含まれません。
- * 23 公的医療保険制度に定められる評価療養のうち、主務官庁が定める先進医療をいいます。ただし、先進医療ごとに主務官庁が定める施設基準に適合する病院等において行われるものに限りします。
- * 24 公的医療保険制度を定める法令に規定された患者申出療養をいいます。
- * 25 ベッド等使用料保険金日額に入院した日数（実日数）を乗じた額を限度とします。
- * 26 他の保険契約等により支払われた保険金に相当する額を除きます。
- * 27 病院または診療所をいいます。ただし、介護保険法に定める介護療養型医療施設または介護医療院を除きます。

使用者
賠償責任
補償特約条項

従業員等が業務上の事由または通勤により被った身体障害(🟢1)について、被保険者*28が法律上の損害賠償責任を負担した場合

▶ 1災害について、正味損害賠償金*29から免責金額(🟢5)を差し引いた額をお支払いします。ただし、ご契約された支払限度額(🟢6)を限度とします。

- * 28 被保険者とは次のいずれかの者をいいます。ただし、②および③の者は、記名被保険者が行う業務に関する限りにおいて、被保険者に含まれます。
 - ① 記名被保険者、② 記名被保険者の下請負人、③ ①または②が法人である場合は、その役員
- * 29 「正味損害賠償金」とは、損害賠償責任額から次のア〜ウの合計額を差し引いた金額をいいます。
 - ア. 労災保険法等により給付されるべき金額
 - イ. 自動車損害賠償責任保険等により支払われるべき金額
 - ウ. 次の金額の合計額
 - ・ 法定外補償規定(🟢4)に基づき被保険者が補償対象者またはその遺族に支払うべき金額
 - ・ 法定外補償規定(🟢4)を定めていない場合は、業務災害総合保険により支払われる保険金のうち、補償対象者またはその遺族に支払われるべき金額
 - ・ 災害補償を目的とする保険契約または労働協約等に基づき補償対象者またはその遺族に支払われる金額によって、被保険者が法律上の損害賠償責任を免れる場合は、その金額

雇用関連
賠償責任
補償特約条項

日本国内において行われたセクハラ、パワハラ、マタハラ、労働条件の差別的取扱い等の侵害行為により従業員等に生じた精神的苦痛、雇用契約上の権利の侵害等について、被保険者*30が法律上の損害賠償責任を負担した場合または被保険者*30に対して地位確認等の請求もしくは賃金等の支払請求がなされた場合

▶ 1 請求について、法律上の損害賠償金*31の額から免責金額(▲5)を差し引いた額をお支払いします。ただし、保険期間を通じ、ご契約された支払限度額(▲6)を限度とします。

※使用者賠償責任補償特約条項をセットするご契約のみに本特約をセットできます(ただし、ご契約によっては、本特約をセットすることができない場合があります。)

*30 被保険者とは次のいずれかの者をいいます。ただし、②および③の者は、記名被保険者が行う業務に関する限りにおいて、被保険者に含まれます。
①記名被保険者、②記名被保険者の使用人*32、③記名被保険者の役員*32

*31 賃金の支払または不払による損害に対しては、解雇に伴う雇用契約終了後の期間に相当する不払賃金による損害(判決または審判により解雇が無効と認定されたことによって生じた賃金の支払による損害)に限り、法律上の損害賠償金として扱います。

*32 既に退職となった使用人および既に退任となった役員を含みます。ただし、遡及日より前に退職した使用人および退任した役員を除きます。

ハラスメント
再発防止費用
補償特約条項
(雇用関連
賠償責任補償
特約条項用)

日本国内において行われた次の侵害行為により従業員等に生じた精神的苦痛等について、被保険者*33が法律上の損害賠償責任を負担し、記名被保険者が再発防止に向けた措置を講じた場合

▶ 損害賠償請求がなされた日からその日を含めて1年以内に支出したハラスメント再発防止費用に対して、1 事故について、50万円を限度に保険金をお支払いします。

(1)職場において行われる性的な言動に対する補償対象者の対応によりその補償対象者に不利益を与えることまたはその性的な言動により就業環境を害すること。
(2)職場において行われる優越的な関係を背景とした言動であって、業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより、補償対象者の就業環境を害すること。
(3)次のいずれかの事由に関する、職場において行われる補償対象者に対する言動により、その補償対象者の就業環境を害すること。
①補償対象者の妊娠、出産または産前・産後休業等の制度または措置の利用
②育児休業、介護休業およびその他の子の養育または家族の介護に関する制度または措置の利用

※雇用関連賠償責任補償特約条項をセットするご契約に自動セットされます。

*33 被保険者とは次のいずれかの者をいいます。ただし、②および③の者は、記名被保険者が行う業務に関する限りにおいて、被保険者に含まれます。
①記名被保険者、②記名被保険者の使用人*34、③記名被保険者の役員*34

*34 既に退職となった使用人および既に退任となった役員を含みます。ただし、遡及日より前に退職した使用人および退任した役員を除きます。

育児休業
延長時
事業継続費用
補償特約条項

補償対象者*35が育児休業の延長*36により休業を開始し、その休業を開始した日から連続して休業した期間が90日以上となる場合

▶ 1 休業について、補償対象者から労役の提供を受けられないことに起因して、被保険者が事業を継続するために負担した費用のうち、休業期間に生じた、代替のための求人または採用に関する費用、代替者の職場環境整備に要した各種費用*37等に対して保険金をお支払いします*38。ただし、保険期間を通じ、50万円を限度*39とします。

※ご契約によっては、本特約をセットすることができない場合があります。
※弊社が保険金をお支払いしない主な場合は、次のとおりです。
・育児休業の延長の原因となる事由が、遡及日*40より前に発生していた場合
・行政機関からの要請等による育児休業の延長がなされた場合

*35 補償対象者とは、業務災害補償特約条項における補償対象者のうち、被保険者の使用人をいいます。ただし、雇用保険の被保険者である者に限ります。

*36 「育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律」第5条第3項に定める育児休業をいいます。

*37 代替者の職場環境整備に要した各種費用等一部の費用については、1 休業ごとに、10万円を限度とします。

*38 補償対象者ごとに、育児休業の延長がなされた期間について、雇用保険法に定める育児休業給付金の支給がなされる場合に限り、10万円を限度とします。

*39 初年度契約である場合*41は、保険金支払の対象となる費用に70%を乗じた額を上限とし、保険期間を通じ、35万円を限度とします。

*40 遡及日は、育児休業延長時事業継続費用補償特約条項を新規にセットした保険契約の始期日が設定されます。

*41 継続契約以外の育児休業延長時費用補償保険契約をいいます。

身元信用
補償特約条項

日本国内において行われた被保証人の不誠実行為*42によって被保険者が次の損害を被った場合

①被保険者が所有する財産が不法に領得されたことによって被るその財産についての損害
②被保険者以外の者が所有する財産が不法に領得されたことについて、その財産についての法律上の損害賠償責任を負担することによって被る損害

▶ 損害の額から免責金額(▲5)を差し引いた額をお支払いします。ただし、保険期間を通じ、ご契約された支払限度額(▲6)を限度とします。

*42 被保証人が被保険者のために事務を処理するにあたり、または自己の職務上の地位を利用して行う窃盗、不動産侵奪、強盗、詐欺、横領または背任行為をいいます。

- 🏠 1 身体障害 …………… 次のいずれかに該当する身体の障害をいいます。
ア. 傷害
次のいずれかに該当するものをいいます。
(ア) 急激かつ偶然な外来の事故によって身体に被った傷害
(イ) 身体外部から有毒ガスまたは有毒物質を偶然かつ一時に吸入、吸収または摂取したときに急激に生ずる中毒症状（継続的に吸入、吸収または摂取した結果生ずる中毒症状を除きます。）
イ. 細菌性食中毒およびウイルス性食中毒（業務に従事中に摂取した食品が原因である場合に限り。）
ウ. 業務に起因して生じた症状
業務遂行に伴って発生する症状のうち、平成17年10月7日総務省告示第1147号に基づく厚生労働省大臣官房統計情報部編「疾病、傷害および死因統計分類提要ICD-10(2003年版)準拠」に記載された分類項目中、次に掲げる基本分類コードに規定される内容によるものをいいます。
(ア) 熱および光線の作用（基本分類コード：T67）
(イ) 気圧または水圧の作用（基本分類コード：T70）
(ウ) 低酸素環境への閉じ込め（基本分類コード：W81）
(エ) 高圧、低圧および気圧の変化への曝露（基本分類コード：W94）
エ. 外来性疾病
労働基準法施行規則第35条に列挙されている疾病のうち、上記ア. からウ. までは該当しないもので、かつ、次の要件をすべて満たすものをいいます。ただし、振動性症候群、腱鞘炎、負傷によらない業務上の腰痛、疲労の蓄積もしくは老化によるもの、精神的ストレスを原因とするもの（ストレス性胃炎等をいいます。）またはかぜ症候群は除きます。
① 偶然かつ外来によるもの ② 労働環境に起因するもの ③ 疾病の原因が時間的および場所的に確認できるもの
オ. 業務上疾病
労働基準法施行規則第35条に列挙されている疾病のうち、上記ア. からエ. までは該当しないもので、かつ保険金の種類ごとに、これを原因として労災保険法等によって給付が決定されたものをいいます。
※ 使用者賠償責任補償特約条項・法律相談費用補償特約条項の場合は、傷害または疾病をいい、これらに起因する後遺障害または死亡を含みます。
- 🏠 2 政府労災保険 …………… 業務中や通勤途上の事故による労働者の死亡・後遺障害・負傷・疾病等に対して保険給付を行う政府管掌の保険制度のことです。遺族補償、障害補償、療養補償、休業補償の各給付や葬祭料、傷病補償年金等があります。労働基準法に規定する「労働者」以外の方（個人事業主・その家族従事者等）の加入義務はありませんが、事業主の希望により任意で加入できる制度（特別加入制度）があります。
- 🏠 3 免責期間 …………… 就業不能が開始した日から起算して、継続して就業不能である3日間をいい、この期間に対しては休業補償保険金を支払いません。
- 🏠 4 法定外補償規定 …………… 従業員等に対し、政府労災保険の給付のほか一定の災害補償を行うことを目的とする労働協約、就業規則、災害補償規程等をいいます。
- 🏠 5 免責金額 …………… お支払いする保険金の計算にあたって、保険金のお支払い対象となる損害の額から差し引かれる金額をいいます。免責金額は、被保険者の自己負担となります。
- 🏠 6 支払限度額 …………… 弊社がお支払いする保険金の上限額をいいます。
- 🏠 7 補償対象者負担金 …………… 法令等の定める治療料金の一部を補償対象者が負担するものをいいます。

ご契約の際のご注意

詳しくは代理店または弊社までお問い合わせください。



- ご契約手続きから1か月を経過しても保険証券が届かない場合は、弊社までお問い合わせください。お問い合わせに際しましては、ご契約者名、保険の種類、保険期間（保険のご契約期間）および代理店名等をご連絡願います。
- ご契約者と被保険者が異なる場合は、このパンフレットの内容を被保険者にご説明いただけますようお願い申し上げます。
- 補償の重複について
 - ・補償内容が同等の保険契約（労働災害総合保険、総合福祉団体定期保険等の保険契約、団体総合生活保険、特約や弊社以外の保険契約を含みます。）が他にある場合は、補償が重複することがあります。
 - ・補償が重複すると、対象となる事故について、どちらのご契約からでも補償されますが、いずれか一方のご契約からは保険金が支払われない場合があります。補償内容の差異や保険金額、支払限度額（6）等をご確認のうえ、ご契約の要否をご検討ください。

ご利用いただけるサービス

※使用者賠償責任補償特約条項をセットしたご契約が対象となります（職場復帰支援サービスのみ、三大疾病・介護休業時事業継続費用補償特約条項をセットしたご契約が対象となります。）。

健康経営アシストサービス

ストレスチェックサービス

WEB上で従業員の皆様のストレスチェックを実施し、チェック結果を個人宛にフィードバックします。また、事業者様には集団的分析の結果をご提供します。

メディカルアシスト

お電話にて各種医療に関するご相談に応じます。また、夜間の救急医療機関や最寄りの医療機関をご案内します。

緊急医療相談

常駐の救急科の専門医および看護師が、緊急医療相談に24時間お電話で対応します。

医療機関案内

夜間・休日の受付を行っている救急病院や、旅先での最寄りの医療機関等をご案内します。

予約制専門医相談

様々な診療分野の専門医が、輪番予約制で専門的な医療・健康電話相談をお受けします。

がん専用相談窓口

がんに関する様々なお悩みに、経験豊富な医師とメディカルソーシャルワーカーがお応えします。

転院・患者移送手配^{*1}

転院される時、民間救急車や航空機特殊搭乗手続き等、一連の手配の一切を承ります。

*1 実際の転院移送費用は、サービスご利用者にご負担いただきます。

メンタルケア・ホットライン

従業員のメンタルヘルスケア・カウンセリングサービスにより、メンタル面が原因の休職・退職が増えきた、うつ病で悩んでいる従業員がいる、といった悩み・ご相談にお応えします。

介護アシスト

介護に関するご相談に電話でお応えします。また、ご高齢の方の生活を支える各種サービスを優待条件でご紹介します。

インターネット介護情報サービス

情報サイト「介護情報ネットワーク」を通じて、介護の仕方や介護保険制度の内容等、介護に関する様々な情報をご提供します。

電話介護相談

ケアマネジャー・社会福祉士・看護師等が、公的介護保険制度の内容や利用手続、介護サービスの種類や特徴、介護施設の入所手続、認知症への対処法といった介護に関するご相談に電話でお応えします。認知症のご不安に対しては、医師の監修を受けた「もの忘れチェックプログラム」をご利用いただくことも可能です。

各種サービス優待紹介^{*2}

「家事代行」「食事宅配」「リフォーム」「見守り・緊急通報システム」「福祉機器」「有料老人ホーム・高齢者住宅」「バリアフリー旅行」といったご高齢の方の生活を支える各種サービスを、優待条件でご紹介します。

*2 サービスのご利用にかかる費用はサービスご利用者のご負担となります。お住まいの地域ややむを得ない事情によって、サービスの利用までに日数を要する場合やサービスをご利用いただけない場合、優待条件でご利用いただけない場合があります。

職場復帰支援サービス

キャリアコンサルタント^{*3}がスマートフォンやタブレット等で個別面談に応じることで、三大疾病^{*4}・介護により休職された方の職場復帰に向けた心理面のサポートを行い、就業に関する意思決定を促して復職の早期化につなげます。

※本サービスは補償対象者である従業員または役員の方が、三大疾病^{*4}・介護により「三大疾病・介護休業時事業継続費用補償特約条項」に規定する保険金の支払対象となる事由に該当したときにご利用いただけます。

*3 2016年4月に創設された国家資格であり、「労働者の職業の選択、職業生活設計又は職業能力の開発及び向上に関する相談に応じ、助言及び指導を行うこと」（職業能力開発促進法第2条第5項）を業とする専門家です。

*4 がん、急性心筋梗塞または脳卒中をいいます。

経営・労務サポートサービス

経営支援・診断サービス

公的助成金、労務リスク、就業規則、事業承継等に関する簡易診断を行います。また、診断結果に基づく社会保険労務士等の専門家の訪問による相談・アドバイスを実施します。

※各サービスは、弊社のグループ会社、または提携会社を通じてご提供します。

※サービスメニューの内容は、変更・中止となる場合があります。なお、一部の地域では、ご利用いただけないサービスもありますので、あらかじめご了解ください。

※各サービスの詳細は「健康経営アシストサービス／経営・労務サポートサービス サポートブック」をご参照ください。

このパンフレットは、超Tプロテクション（業務災害総合保険）の内容についてご紹介したものです。ご契約に際しては、必ず「重要事項説明書」をご確認ください。ご不明な点がございましたら、代理店または弊社までお問い合わせください。

東京海上日動のホームページのご案内
www.tokiomarine-nichido.co.jp

詳しい補償内容については、「超Tプロテクション（業務災害総合保険）の約款（業務災害総合保険普通保険約款、特約条項）」に記載していますので、必要に応じて弊社のホームページでご参照いただくか、代理店または弊社までご請求ください。

事故のご連絡・ご相談は

事故受付センター（東京海上日動安心110番）

0120-720-110

受付時間：
24時間365日

ネットでのご連絡はこちら ▶



保険に関するお問い合わせは

東京海上日動カスタマーセンター

0120-868-100

受付時間：平日・土日祝 午前9時～午後6時
(年末・年始を除く)

お問い合わせ先

東京海上日動火災保険株式会社

www.tokiomarine-nichido.co.jp



マングローブ植林の様子をご覧いただけます。

www.tokiomarine-nichido.co.jp/world/greengift/about/